

令和4年第2回石垣市議会定例会(3月)

提出議案概要

補正予算	8件
新年度予算	8件
条例(新規制定)	4件
条例(一部改正)	9件
条例(廃止)	2件
その他議案	4件
報告	5件
諮問	1件
<hr/>	
計	41件

目次

(頁)

◎総務部

議案第 2 号	令和 3 年度石垣市一般会計補正予算(第 10 号)……………	(1)
議案第 10 号	令和 4 年度石垣市一般会計予算……………	(1)
議案第 18 号	石垣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例……………	(1)
議案第 19 号	石垣市緊急告知防災ラジオ普及促進基金条例……………	(2)
議案第 20 号	石垣市庁舎建設基金条例を廃止する条例……………	(2)
報告第 1 号	石垣市職員倫理条例の運用状況報告について……………	(2)

◎企画部

議案第 21 号	石垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例……………	(2)
議案第 33 号	第 5 次石垣市総合計画基本構想について……………	(2)
議案第 34 号	第 5 次石垣市総合計画前期基本計画について……………	(2)
議案第 35 号	石垣市星空学びの部屋施設指定管理者の指定について……………	(2)

◎市民保健部

議案第 3 号	令和 3 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)……………	(3)
議案第 4 号	令和 3 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)……………	(3)
議案第 11 号	令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算……………	(3)
議案第 12 号	令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算……………	(3)
諮問第 1 号	人権擁護委員の候補者の推薦について……………	(4)

◎福祉部

議案第 5 号	令和 3 年度石垣市介護保険事業特別会計補正予算(第 4 号)……………	(4)
議案第 13 号	令和 4 年度石垣市介護保険事業特別会計予算……………	(4)

◎こども未来局

議案第 22 号	石垣市立幼保連携型認定こども園条例の一部を改正する条例……………	(4)
議案第 23 号	石垣市こども医療費助成条例の一部を改正する条例……………	(5)

◎農林水産商工部

議案第 24 号	石垣市火入れに関する条例の一部を改正する条例……………	(5)
議案第 25 号	石垣市森林環境譲与税推進条例……………	(5)
議案第 26 号	石垣市小規模事業者経営改善資金利子補給金基金条例を廃止する条例……………	(5)
議案第 36 号	工事請負契約の変更契約について[伊野田南地区畑地造成工事(R3-1)]……………	(5)

◎建設部

議案第 6 号	令和 3 年度石垣都市計画土地区画整理事業特別会計補正予算(第 2 号)……………	(6)
議案第 7 号	令和 3 年度石垣市港湾事業特別会計補正予算(第 4 号)……………	(6)
議案第 8 号	令和 3 年度石垣市下水道事業会計補正予算(第 3 号)……………	(6)

議案第 14 号	令和 4 年度石垣市都市計画土地区画整理事業特別会計予算	……(7)
議案第 15 号	令和 4 年度石垣市港湾事業特別会計予算	……(7)
議案第 16 号	令和 4 年度石垣市下水道事業会計予算	……(7)
議案第 27 号	石垣市立地適正化計画における建築等の届出等に関する条例	……(7)
議案第 28 号	石垣市道路構造の技術的基準等を定める条例の一部を改正する条例	……(8)
議案第 29 号	石垣市港湾施設管理条例の一部を改正する条例	……(8)
議案第 30 号	石垣市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例	……(8)
報告第 2 号	専決処分の報告について[新川市営住宅建替工事(建築 1 工区)]	……(8)
報告第 3 号	専決処分の報告について[新川市営住宅建替工事(建築 2 工区)]	……(9)
報告第 4 号	専決処分の報告について[新川市営住宅建替工事(建築 3 工区)]	……(9)
報告第 5 号	専決処分の報告について[新川市営住宅建替工事(建築 4 工区)]	……(9)

◎水道部

議案第 9 号	令和 3 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 3 号)	……(9)
議案第 17 号	令和 4 年度石垣市水道事業会計予算	……(10)

◎消防本部

議案第 31 号	石垣市消防施設整備基金条例	……(10)
議案第 32 号	石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例	……(10)

◎総務部(予算 2 件、条例 3 件、報告 1 件)

件名	概要								
<p>議案第 2 号 令和 3 年度石垣市一般会 計補正予算(第 10 号)</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,319 万 6 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 372 億 7,531 万 4 千円とする。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容)</p> <p>歳入 増額：地方消費税交付金、地方特例交付金、地方交付税、国庫支出金、寄附金等 減額：分担金及び負担金、県支出金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：総務費、民生費 減額：衛生費、農林水産業費、土木費、教育費等</p> <p style="text-align: right;">(国・県補助事業等の確定及び各事務事業の不用額整理等)</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>37,298,510</td> <td>△23,196</td> <td>37,275,314</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	37,298,510	△23,196	37,275,314
補正前の額	補正額	補正後の額							
37,298,510	△23,196	37,275,314							
<p>議案第 10 号 令和 4 年度石垣市一般会 計予算</p> <p style="text-align: right;">(財政課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 327 億 5,600 万円と定める(前年比 2.7%減)。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容、対前年度)</p> <p>歳入 増額：市税、地方交付税、県支出金、寄附金等 減額：国庫支出金、繰入金、市債等</p> <p>歳出 増額：民生費、衛生費、消防費等 減額：総務費、商工費、土木費、教育費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>32,756,000</td> <td>33,653,000</td> <td>△897,000</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	32,756,000	33,653,000	△897,000
本年度予算	前年度予算	比較							
32,756,000	33,653,000	△897,000							
<p>議案第 18 号 石垣市職員の育児休業等 に関する条例の一部を改 正する条例</p> <p style="text-align: right;">(総務課)</p>	<p>地方公務員の育児休業等に関する法律及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び雇用保険法の一部を改正する法律の一部改正に伴い、会計年度任用職員の育児休業の取得要件の緩和等の措置等を講じるため、条例の一部改正する。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容)</p> <p>非常勤職員の育児休業の取得要件のうち「引き続き在籍した期間が 1 年以上である」との要件を廃止する。</p> <p>本人又は配偶者の妊娠、出産等を申し出た職員に対する育児休業の取得意向の確認のための措置について規定する。</p> <p>育児休業を取得しやすい勤務環境の整備に関する措置について規定する。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>								

<p>議案第 19 号 石垣市緊急告知防災ラジオ普及促進基金条例</p> <p>(防災危機管理課)</p>	<p>緊急告知防災ラジオを安定的に希望する市民へ配布することを目的に、継続して防災ラジオを用意できるよう基金を創設し、適正管理及び円滑な運営を図るため、基金条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 7 条で構成し、設置、積立て、管理、運用益金の処理、繰替運用、処分及び委任について規定する。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 20 号 石垣市庁舎建設基金条例を廃止する条例</p> <p>(財政課)</p>	<p>新市庁舎建設事業の完了に伴い、基金を廃止するため、条例を廃止する。</p>
<p>報告第 1 号 石垣市職員倫理条例の運用状況報告について</p> <p>(総務課)</p>	<p>石垣市職員倫理条例第 16 条の規定により、同条例の運用状況を、石垣市職員倫理審査会の意見を添えて報告する。</p>

◎企画部(条例 1 件、その他 2 件)

件名	概要
<p>議案第 21 号 石垣市附属機関設置条例の一部を改正する条例</p> <p>(観光文化課)</p>	<p>附属機関の石垣市観光開発審議会の名称等を変更するため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>「石垣市観光開発審議会」を「石垣市観光審議会」に改める。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 33 号 第 5 次石垣市総合計画基本構想について</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>第 4 次石垣市総合計画基本構想の期間満了に伴い、今後 10 年の新たなまちづくりの指針となる第 5 次石垣市総合計画基本構想を策定することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。</p>
<p>議案第 34 号 第 5 次石垣市総合計画前期基本計画について</p> <p>(企画政策課)</p>	<p>第 5 次石垣市総合計画基本構想のもとで、将来像を実現するための基本的な施策を総合的、体系的に示す第 5 次石垣市総合計画前期基本計画を策定することについて、地方自治法第 96 条第 2 項の規定に基づく議会の議決すべき事件を定める条例第 2 条の規定により、議会の議決を求める。</p>
<p>議案第 35 号 石垣市星空学びの部屋施設指定管理者の指定について</p> <p>(観光文化課)</p>	<p>公の施設について指定管理者の指定をするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定により、議会の議決を求める。</p> <p>指定管理者となる団体 特定非営利活動法人 八重山星の会</p> <p>指定期間 令和 4 年 4 月 1 日～令和 9 年 3 月 31 日</p>

◎市民保健部(予算 4 件、諮問 1 件)

件名	概要								
<p>議案第 3 号 令和 3 年度石垣市国民健康保険事業特別会計補正予算(第 3 号)</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 1 億 3,493 万 6 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 62 億 5,750 万 9 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 増額：保険給付費等交付金 歳出 増額：一般被保険者療養給付費、一般被保険者高額療養費</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,122,573</td> <td>134,936</td> <td>6,257,509</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	6,122,573	134,936	6,257,509
補正前の額	補正額	補正後の額							
6,122,573	134,936	6,257,509							
<p>議案第 4 号 令和 3 年度石垣市後期高齢者医療特別会計補正予算(第 3 号)</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 187 万 4 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 4 億 1,710 万 9 千円とする。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 減額：繰入金 歳出 減額：後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>418,983</td> <td>△1,874</td> <td>417,109</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	418,983	△1,874	417,109
補正前の額	補正額	補正後の額							
418,983	△1,874	417,109							
<p>議案第 11 号 令和 4 年度石垣市国民健康保険事業特別会計予算</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 60 億 9,370 万 5 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 国民健康保険税、県支出金、一般会計繰入金等 歳出 保険給付費、国民健康保険事業費納付金、保険事業費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>6,093,705</td> <td>5,873,295</td> <td>220,410</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	6,093,705	5,873,295	220,410
本年度予算	前年度予算	比較							
6,093,705	5,873,295	220,410							
<p>議案第 12 号 令和 4 年度石垣市後期高齢者医療特別会計予算</p> <p>(健康保険課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 4 億 953 万 5 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 後期高齢者医療保険料、事務費繰入金、保険基盤安定繰入金等 歳出 一般管理費、徴収費、後期高齢者医療広域連合納付金等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>409,535</td> <td>411,591</td> <td>△2,056</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	409,535	411,591	△2,056
本年度予算	前年度予算	比較							
409,535	411,591	△2,056							

諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の 推薦について (平和協働推進課)	人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求める。
---	------------------------------------

◎福祉部(予算 2 件)

件名	概要								
議案第 5 号 令和 3 年度石垣市介護保 険事業特別会計補正予算 (第 4 号) (介護長寿課)	歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 453 万 1 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 41 億 5,101 万 1 千円とする。 (主な内容) 歳入 減額：国庫支出金、一般会計繰入金 歳出 減額：地域支援事業費 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>補正前の額</th> <th>補正額</th> <th>補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>4,155,542</td> <td>△4,531</td> <td>4,151,011</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	4,155,542	△4,531	4,151,011
補正前の額	補正額	補正後の額							
4,155,542	△4,531	4,151,011							
議案第 13 号 令和 4 年度石垣市介護保 険事業特別会計予算 (介護長寿課)	歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 39 億 3,495 万 5 千円と定める。 (主な内容) 歳入 介護保険料、国・県支出金、支払基金交付金、一般会計繰入金等 歳出 介護サービス給付費、地域支援事業費等 (単位：千円) <table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3,934,955</td> <td>3,938,691</td> <td>△3,736</td> </tr> </tbody> </table>			本年度予算	前年度予算	比較	3,934,955	3,938,691	△3,736
本年度予算	前年度予算	比較							
3,934,955	3,938,691	△3,736							

◎こども未来局(条例 2 件)

件名	概要
議案第 22 号 石垣市立幼保連携型認定 こども園条例の一部を改 正する条例 (子育て支援課)	石垣市立かびらこども園の設置並びに石垣市立わかば幼稚園及び石垣市川平保育所の閉園により、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 2 条の表に石垣市立かびらこども園の項を加える。 附則において、石垣市立学校設置条例及び石垣市へき地保育所設置条例を一部改正し、別表第 3 わかば幼稚園の項及び別表石垣市川平保育所の項を削る。 施行日 令和 4 年 4 月 1 日

<p>議案第 23 号 石垣市子ども医療費助成 条例の一部を改正する条 例 (子ども家庭課)</p>	<p>沖縄県子ども医療費助成事業補助金交付要綱の一部改正に伴い、本市の子ども医療費助成事業を円滑に実施するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 第 4 条中「(助成対象児が 6 歳に達した日以後の最初の 3 月 31 日を経過したものにあっては、入院に係る医療費に限る。)」を削る。 施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
---	--

◎農林水産商工部(条例 3 件、その他 1 件)

件名	概要
<p>議案第 24 号 石垣市火入れに関する条 例の一部を改正する条例 (農政経済課)</p>	<p>市民等の利便性向上に資するため、条例を一部改正する。 (主な内容) 別記様式第 1 号中「印」を削る。 施行日 公布の日</p>
<p>議案第 25 号 石垣市森林環境譲与税推 進条例 (農政経済課)</p>	<p>森林環境譲与税を活用した森林の整備及びその促進に関する施策を計画的に実施していくために、森林環境譲与税 5 か年計画を策定し、その計画を推進するために条例を制定する。 (主な内容) 全 5 条で構成し、趣旨、森林環境譲与税の使途、森林環境譲与税の活用方法、予算措置及び補則について規定する。 施行日 公布の日</p>
<p>議案第 26 号 石垣市小規模事業者経営 改善資金利子補給金基金 条例を廃止する条例 (商工振興課)</p>	<p>石垣市小規模事業者経営改善資金利子補給事業の終了に伴い、基金を廃止するため、条例を廃止する。</p>
<p>議案第 36 号 工事請負契約の変更契約 について[伊野田南地区 畑地造成工事(R3-1)] (むらづくり課)</p>	<p>地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号及び石垣市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 2 条の規定により議会の議決を求める。 (内容) 1 契約の目的 伊野田南地区畑地造成工事(R3-1) 2 契約金額 変更前 123,780,800 円 変更後 160,264,500 円 3 契約の相手方 沖縄県石垣市字真栄里 484 番地 1 株式会社 海邦土木 代表取締役 平良 晃三</p>

◎建設部(予算 6 件、条例 4 件、報告 4 件)

件名	概要								
<p>議案第 6 号 令和 3 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計補正予算(第 2 号)</p> <p style="text-align: right;">(都市建設課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 2,963 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1 億 2,179 万 9 千円とする。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容)</p> <p>歳入 増額：一般会計繰入金 減額：基金繰入金</p> <p>歳出 増額：時間外勤務手当 減額：委託費及び物件移転補償費等</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">151,438</td> <td style="text-align: center;">△29,639</td> <td style="text-align: center;">121,799</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	151,438	△29,639	121,799
補正前の額	補正額	補正後の額							
151,438	△29,639	121,799							
<p>議案第 7 号 令和 3 年度石垣市港湾事 業特別会計補正予算(第 4 号)</p> <p style="text-align: right;">(港湾課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 149 万 9 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 16 億 2,802 万 3 千円とする。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容)</p> <p>歳入 増額：財政調整基金繰入金、雑入 減額：使用料</p> <p>歳出 減額：総務運営費、総務管理費、改修事業費</p> <p style="text-align: right;">(単位：千円)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">補正前の額</th> <th style="text-align: center;">補正額</th> <th style="text-align: center;">補正後の額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">1,629,522</td> <td style="text-align: center;">△1,499</td> <td style="text-align: center;">1,628,023</td> </tr> </tbody> </table>			補正前の額	補正額	補正後の額	1,629,522	△1,499	1,628,023
補正前の額	補正額	補正後の額							
1,629,522	△1,499	1,628,023							
<p>議案第 8 号 令和 3 年度石垣市下水道 事業会計補正予算(第 3 号)</p> <p style="text-align: right;">(下水道課)</p>	<p>収益的予算において、既決予定額の収入総額を 3,961 万 6 千円減額し、収益的収入を 14 億 1,811 万 7 千円に、支出総額を 3,961 万 6 千円減額し、収益的支出を 10 億 4,257 万 4 千円とする。</p> <p>資本的予算において、既決予定額の収入総額を 2,976 万 5 千円減額し、資本的収入を 4 億 7,198 万 1 千円に、支出総額を 506 万 4 千円減額し、資本的支出を 9 億 2,237 万 2 千円とする。</p> <p style="text-align: center;">(主な内容)</p> <p>収益的支出における処理場費の修繕工事の減額、及び総係費の一般事務費の減額</p> <p>資本的支出における建設改良費の委託料から工事請負費への予算の組替え</p>								

<p>議案第 14 号 令和 4 年度石垣都市計画 土地区画整理事業特別会 計予算</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 9,062 万 2 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 保留地処分金、一般会計繰入金、基金繰入金、区画整理事業債等 歳出 2号浸透池整備に係る工事費、区画整理に係る物件移転補償費等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="549 445 1399 539"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>90,622</td> <td>116,441</td> <td>△25,819</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	90,622	116,441	△25,819
本年度予算	前年度予算	比較					
90,622	116,441	△25,819					
<p>議案第 15 号 令和 4 年度石垣市港湾事 業特別会計予算</p> <p>(港湾課)</p>	<p>歳入歳出予算の総額を、歳入歳出それぞれ 20 億 5,582 万 3 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>歳入 国庫補助金、市債等 歳出 7号上屋新築工事、人工海浜及び背後緑地整備工事等</p> <p>(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="549 831 1399 925"> <thead> <tr> <th>本年度予算</th> <th>前年度予算</th> <th>比較</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2,055,823</td> <td>1,457,258</td> <td>598,565</td> </tr> </tbody> </table>	本年度予算	前年度予算	比較	2,055,823	1,457,258	598,565
本年度予算	前年度予算	比較					
2,055,823	1,457,258	598,565					
<p>議案第 16 号 令和 4 年度石垣市下水道 事業会計予算</p> <p>(下水道課)</p>	<p>収益的収入の額は 13 億 7,532 万 4 千円、支出額は 10 億 4,513 万円を計上し、資本的収入の額は 6 億 2,759 万 9 千円、支出額は 7 億 9,693 万 6 千円と定める。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1 億 6,933 万 7 千円については、地方消費税資本的収支調整額、損益勘定留保資金で補填する。</p> <p>主な営業費用 石垣西浄化センター等施設の管理業務委託等 主な建設改良事業 污水管渠布設工事(東 5 号・東 6 号及び新栄町)、雨水函渠新設(石垣市東排水区)、石垣西浄化センター及び川平浄化センターの耐震化等</p>						
<p>議案第 27 号 石垣市立地適正化計画に おける建築等の届出等 に関する条例</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>都市再生特別措置法第 88 条の規定に基づき、石垣市立地適正化計画に係る届出に関する必要な事項を定めることにより、計画の円滑な運用を図り、さらなる居住環境の維持向上に資することを目的とした条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 3 条で構成し、目的、届出の対象とする建築物及び委任について規定する。</p> <p>届出の対象とする建築物は、建築基準法別表第 2(い)項第 3 号に規定する寄宿舍、下宿及び同表(わ)項第 4 号に規定する老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものとする。</p> <p>施行日 公布の日</p>						

<p>議案第 28 号 石垣市道路構造の技術的 基準等を定める条例の一 部を改正する条例</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>道路構造令の一部改正に伴い、自転車通行帯を新たに規定する ため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 2 条の用語の定義に自転車通行帯を加える。</p> <p>第 8 条の次に自転車通行帯の設置及び幅員についての規定を加 える。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>議案第 29 号 石垣市港湾施設管理条例 の一部を改正する条例</p> <p>(港湾課)</p>	<p>参照条文の整理及び港湾施設の電気施設使用料について規定す るため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 7 条第 3 項中「港則法施行規則(昭和 23 年運輸省令第 29 号) 別表 3 に掲げるものとする」を「港則法施行規則の危険物の種類 を定める告示 (昭和 54 年運輸省告示第 547 号) 別表に定める危 険物をいう」に改める。</p> <p>別表 2 に電気使用料の項を加え、冷凍コンテナ用電気施設につ いて、20 フィートコンテナ以下の容量の冷凍コンテナ 1 個 24 時 間以内 3,000 円、20 フィートを超える容量の冷凍コンテナ 1 個 24 時間以内 5,000 円と規定する。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 30 号 石垣市キャンプ場の設置 及び管理に関する条例の 一部を改正する条例</p> <p>(施設管理課)</p>	<p>所管課での施設管理も考慮し、指定管理者以外のものに管理で きるようにするため、また利用期間の前後や期間中に施設の利用 制限が想定されることから、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>第 3 条のキャンプ場の管理の規定中「市長が指定するものに行 わせるものとする」を「市長が指定するものに行わせることがで きる」に改める。</p> <p>第 8 条の利用期間及び利用期間の制限の規定中、伊野田キャン プ場の利用期間「9 月 30 日まで」を「12 月 28 日まで」に改め、 同条に利用期間の変更又は利用期間中の休止若しくは停止につい ての規定を加える。</p> <p>施行日 公布の日</p>
<p>報告第 2 号 専決処分の報告について [新川市営住宅建替工事 (建築 1 工区)]</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定 された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により 報告する。(令和 2 年第 11 回臨時会にて議決された工事請負契約 について)</p> <p>内容 契約金額中「630,626,800 円」を「636,450,000 円」に変 更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため。</p>

<p>報告第 3 号 専決処分の報告について [新川市営住宅建替工事 (建築 2 工区)]</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和 2 年第 11 回臨時会にて議決された工事請負契約について)</p> <p>内容 契約金額中「503,800,000 円」を「506,110,000 円」に変更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため。</p>
<p>報告第 4 号 専決処分の報告について [新川市営住宅建替工事 (建築 3 工区)]</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和 2 年第 11 回臨時会にて議決された工事請負契約について)</p> <p>内容 契約金額中「378,400,000 円」を「379,610,000 円」に変更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため。</p>
<p>報告第 5 号 専決処分の報告について [新川市営住宅建替工事 (建築 4 工区)]</p> <p>(都市建設課)</p>	<p>地方自治法第 180 条第 1 項の規定により議会の議決により指定された事項について専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告する。(令和 2 年第 11 回臨時会にて議決された工事請負契約について)</p> <p>内容 契約金額中「295,900,000 円」を「297,000,000 円」に変更する。</p> <p>理由 設計変更に伴い契約金額の変更が生じたため。</p>

◎水道部(予算 2 件)

件名	概要
<p>議案第 9 号 令和 3 年度石垣市水道事業会計補正予算(第 3 号)</p> <p>(施設課)</p>	<p>資本的予算において、収入の既決予定額に 9,700 万円を追加し、収入総額を 8 億 1,021 万円とし、支出の既決予定額に 7,292 万 1 千円を追加し、支出総額を 12 億 7,588 万 9 千円と定める。</p> <p>(主な内容)</p> <p>収入予算では、沖縄防衛局との負担金及び工事業務契約により、工事負担金を増額する。</p> <p>支出予算では、沖縄防衛局との負担金及び工事業務契約により、工事費等を増額する。</p> <p>この補正により、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額について、消費税資本的収支調整額と損益勘定留保資金の増額により補填する。</p>

<p>議案第 17 号 令和 4 年度石垣市水道事業会計予算</p> <p>(水道総務課)</p>	<p>収益的収入額は 19 億 9,927 万 3 千円、支出額は 19 億 9,568 万 5 千円を計上し、資本的収入額は 6 億 7,008 万 4 千円、支出額は 11 億 617 万 5 千円と定める。</p> <p>資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 4 億 3,609 万 1 千円については、消費税資本的収支調整額 1,326 万円、減債積立金 5,500 万円、建設改良積立金 5,500 万円及び損益勘定留保資金 3 億 1,283 万 1 千円で補填する。</p> <p>主な営業費用 石垣浄水場緩速ろ過池更生工事、水道事業管網維持管理支援業務委託等</p> <p>主な建設改良費 旧空港跡地線配水管布設工事、於茂登配水池関連工事等</p>
---	---

◎消防本部(条例 2 件)

件名	概要
<p>議案第 31 号 石垣市消防施設整備基金条例</p> <p>(消防総務課)</p>	<p>消防庁舎及び消防車両の更新整備に伴い、円滑に事業を推進するため、基金条例を制定する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>全 6 条で構成し、設置、基金の額、管理、運用益金の処理、繰替運用及び委任について規定する。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>
<p>議案第 32 号 石垣市消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例</p> <p>(警防課)</p>	<p>令和 2 年 12 月 15 日付け消防地第 399 号にて消防長官から発出された消防団員の確保等に向けた取組についての通知に伴い、休団制度について規定するため、令和 3 年 4 月 13 日付け消防地第 171 号にて消防長官から発出された消防団員の報酬等の基準の策定等についての通知に伴い、報酬についての規定を改めるため、条例を一部改正する。</p> <p>(主な内容)</p> <p>長期間消防団活動に従事することができない団員は、消防団活動の休止をすることができる等、休団についての規定を新たに加え、報酬についての規定を国の基準に沿った内容に改める。</p> <p>施行日 令和 4 年 4 月 1 日</p>